

第24回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月29日（月曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

パレスホテル東京 2階「葵」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の株式報酬制度の決定の件

本年は来場者へのお土産の配布は行いません。



東京海上ホールディングス株式会社

証券コード：8766

東京海上グループは、アジア太平洋地域において、マングローブ植林プロジェクトに継続的に取り組んでいます。

ご挨拶



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、「お客様や社会の“いざ”をお守りする」という創業以来のパーパス（存在意義）を起点に、事業活動を通じて、世界各地で様々な社会課題の解決に貢献してきました。

変化が早く、不確実な世の中だからこそ、「日本発のグローバルカンパニー」として、お客様や社会の「次の一步の力になる」ことを通じて持続的な成長を実現し、全てのステークホルダーに価値を提供し続けられるようグループをあげて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長
グループCEO 小池 昌洋

目次

- 第24回定時株主総会招集ご通知 1
- 株主総会参考書類 5
- 事業報告 42
- 連結計算書類 65
- 計算書類 65
- 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本 65
- 計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本 65
- 監査役会監査報告書謄本 65
- ご参考情報：当社のコーポレートガバナンスの体制等 … 65

株主各位

東京都千代田区大手町二丁目6番4号
東京海上ホールディングス株式会社
取締役社長 小池 昌洋

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、3頁の「議決権行使のご案内」に記載のとおりインターネットまたは郵送により議決権を行使することができます。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月26日（金曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2026年6月29日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」
3. 目的事項
報告事項
 1. 2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件
 - 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件
 - 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の株式報酬制度の決定の件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、次のウェブサイトに掲載（電子提供措置）していますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社のウェブサイト	https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html	
東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記URLにアクセスし、銘柄名（東京海上ホールディングス）または証券コード（8766）をご入力の上検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択してください。	

5. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書およびインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項のうち、以下のものについては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載していません。
 - ①事業報告のうち「1. 保険持株会社の現況に関する事項」の「(2)企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移」、「(3)企業集団の主要な事務所の状況」、「(4)企業集団の使用人の状況」、「(5)企業集団の主要な借入先の状況」および「(10)その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「2. 会社役員に関する事項」の「(3)責任限定契約・補償契約」および「(4)役員等賠償責任保険契約」、「3. 社外役員に関する事項」、「4. 株式に関する事項」、「5. 新株予約権等に関する事項」、「6. 会計監査人に関する事項」、「7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「8. 業務の適正を確保するための体制」、「9. 特定完全子会社に関する事項」、「10. 親会社等との間の取引に関する事項」、「11. 会計参与に関する事項」ならびに「12. その他」
 - ②連結計算書類
 - ③計算書類
 - ④連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本
 - ⑤計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本
 - ⑥監査役会監査報告書謄本
 - 監査役は、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載した事業報告のほか、上記①から③までの事項についても監査しています。また、会計監査人は、上記②および③の事項について監査しています。
 - 株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を修正する必要がある場合は、上記のウェブサイトによる旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

当社は、インターネットによる議決権行使を推奨しています。

インターネット

QRコードを読み取る方法

- ①同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ②画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

- ①議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしてください。
- ②議決権行使書用紙副票（右側）に記載されたログインIDおよび仮パスワードをご入力ください。
- ③画面の案内に従い、仮パスワードを変更のうえ、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月26日（金）午後5時までに行使

郵 送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月26日（金）午後5時までに到着

株主総会ご出席

同封の議決権行使書用紙を、株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会日時

2026年6月29日（月）午前10時

システムに関するお問合せ先

受付時間 午前9時から午後9時まで


三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

機関投資家の皆様へ：株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

事前アンケート受付のご案内

第24回定時株主総会の目的事項に関して、事前アンケートを実施します。いただいたご質問等のうち、株主の皆様の関心が高そうなご質問のなかから一部を当日取り上げさせていただく予定です。


受付期限	2026年6月19日(金) 午後5時まで
受付URL	https://8766.ksoukai.jp 
入力方法	上記URLにアクセスし、「ID：株主番号（数字8桁）」と「パスワード：郵便番号（数字7桁（ハイフン不要）」）をご入力ください。 ※株主番号および郵便番号は、同封の議決権行使書用紙に記載しています。

注意事項

- 株主様ご本人からのご質問に限らせていただきます。
- いただいたご質問等すべてに回答することをお約束するものではありません。また、ご質問等に対して個別に対応することはいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

インターネットによる同時中継のご案内

インターネットによる同時中継を以下のとおり行う予定です。

配信時間	2026年6月29日(月) 午前10時から第24回定時株主総会終了まで
配信URL	https://8766.ksoukai.jp 
視聴方法	上記URLにアクセスし、「ID：株主番号（数字8桁）」と「パスワード：郵便番号（数字7桁（ハイフン不要）」）をご入力ください。 ※株主番号および郵便番号は、同封の議決権行使書用紙に記載しています。
お問合せ先	03-6833-6270 ※受付時間：2026年6月29日(月) 午前9時から第24回定時株主総会終了まで

注意事項

- 突発的な事情等により、中継が行えなくなる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) にてお知らせします。
- 通信の状況等により、映像、音声の乱れや中断が生じる可能性がございます。あらかじめご承知おきください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

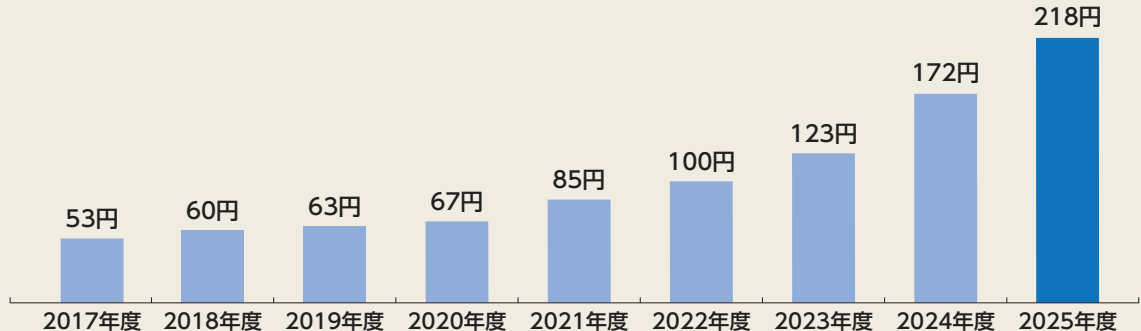
当社は、業績および今後の経営環境等を勘案し、グループの事業展開のための基盤強化を図りつつ、配当を基本として株主還元の充実に努める方針としています。

2025年度の期末配当については、この方針のもと、諸般の事情を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金112.5円 総額211,509,203,400円
2. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月30日

なお、中間配当として1株につき105.5円お支払いしていますので、2025年度の年間配当は1株につき218円となります。これは、2024年度の年間配当1株につき172円に比べ、46円の増配となります。

ご参考：1株当たり年間配当（普通配当）の推移



(注) 1. 上記の普通配当に加え、以下のとおり資本水準調整のための一時的な配当を実施しています。

実施時期	金額（1株につき）
2018年度中間期	23円
2019年度中間期	12円
2020年度中間期	12円

2. 当社は2022年10月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っており、それより前を基準日とする配当については、株式分割後の1株当たりに対応する金額（小数第1位を四捨五入）に読み替えて記載しています。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

1. 減少する資本準備金の額
1,473,985,698,093円
2. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日
2026年8月31日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレートガバナンスのさらなる強化を目的に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものです。

※ 監査等委員会設置会社への移行の詳細につきましては、12頁に記載の「参考 監査等委員会設置会社への移行について」をご参照ください。

(2) 機関投資家による株主総会出席等の取扱いの明確化

信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家について、株主総会に出席して議決権を代理行使することができることを明確にするため、現行定款第18条を変更したいと存じます。

2. 変更の内容

定款の変更の内容は、次に掲げる「対照表」に記載のとおりです。

本議案は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

対照表

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(機関) 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。	(機関) 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条) (記載省略) 第10条	第5条) (現行のとおり) 第10条
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、これを公告する。</u>
② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</u>	(削る)
③ (記載省略)	② (現行のとおり)

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株式取扱規則) 第12条 当会社の株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第12条 当会社の株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>株式取扱規則</u>による。</p>
<p>(基準日) 第13条 (記載省略) ② 前項のほか、<u>取締役会の決議により公告の上、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者</u>とすることができる。</p>	<p>(基準日) 第13条 (現行のとおり) ② 前項のほか、公告の上、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p>
<p>第14条 } (記載省略) 第17条</p>	<p>第14条 } (現行のとおり) 第17条</p>
<p>(議決権の代理行使) 第18条 (記載省略) (新設)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 (現行のとおり) ② <u>前項の規定にかかわらず、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席して当該株式に係る議決権を代理行使することができるものとし、その要件および手続きは、株式取扱規則による。</u></p>
<p>(員数) 第19条 当会社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。 (新設)</p>	<p>(員数) 第19条 当会社の取締役は、<u>17名以内</u>とする。 ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>
<p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (記載省略) ③ (記載省略)</p>	<p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> ② (現行のとおり) ③ (現行のとおり)</p>

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>③ 監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会において定める。</p>	<p>(報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p>	<p>第23条 代表取締役は、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、取締役会の決議により選定する。</p>
<p>② 取締役会の決議により、取締役会長1名および取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>② 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、取締役会長1名および取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(招集)</p>	<p>(招集)</p>
<p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(決議)</p>	<p>(決議)</p>
<p>第25条 (記載省略)</p>	<p>第25条 (現行のとおり)</p>
<p>② 前項の規定にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>② 前項の規定にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)
第26条	第26条 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条
第27条	第27条

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(決議) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>で行う。</p>	<p>(決議) 第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数で行う。</p>
<p>(監査役会規則) 第35条 監査役会に関する事項は、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(社外監査役との間の責任限定契約) 第36条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第37条 { (記載省略) 第40条</p>	<p>第33条 { (現行のとおり) 第36条</p>
	<p>附則 (社外監査役との間の責任限定契約に関する経過措置) 第24回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお変更前定款第36条に定めるところによる。</p>

参考

監査等委員会設置会社への移行について

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、当社は、本定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行します。

当該機関設計の移行に伴い、実現することおよび移行後のコーポレートガバナンス体制図は以下のとおりです。

実現すること

1. 成長戦略のさらなる推進

- 取締役会は、社外取締役の多様性および知見を活かしつつ、グループCEOを中心とした執行の中長期的な価値創造戦略の磨き上げを促します。
- 取締役会からグループCEOを中心とした執行に大幅な権限委譲を行い、描かれた中長期戦略に基づき、執行の主体性を原動力とした、迅速な事業運営を加速します。

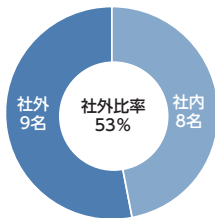
2. ガバナンス機能の強化

以下を通じ、執行の価値創造戦略の方向性および業務執行の確認・評価を行うことで、取締役会の執行に対する監督機能を一層強化します。

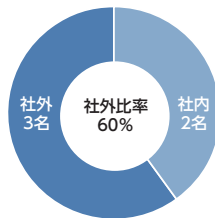
- 監査等委員が取締役会のメンバーとなることで取締役会が一体的にガバナンス機能を果たします。
- 監査等委員会が内部監査部門を活用した組織的監査を行います。
- 監査等委員会に、執行から独立した社外視点を活用してきたグループ監査委員会の主な機能を集約することで、内部統制およびガバナンス機能のさらなる強化を図ります。

なお、取締役候補者の選任や取締役報酬の決定等については、引き続き任意の指名委員会および報酬委員会の答申を受けたうえで、最終的には社外取締役が過半を占める取締役会で決定することにより透明性を確保してまいります。

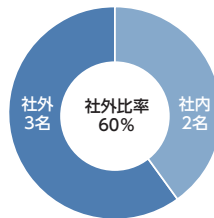
取締役会の構成



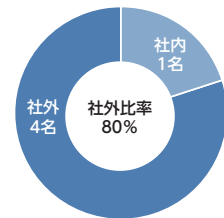
監査等委員会の構成



指名委員会の構成



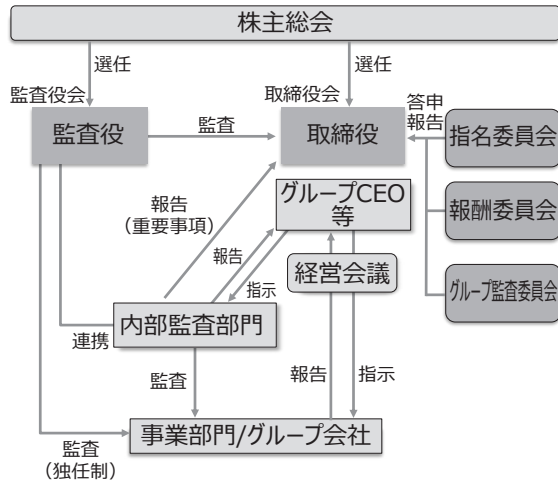
報酬委員会の構成



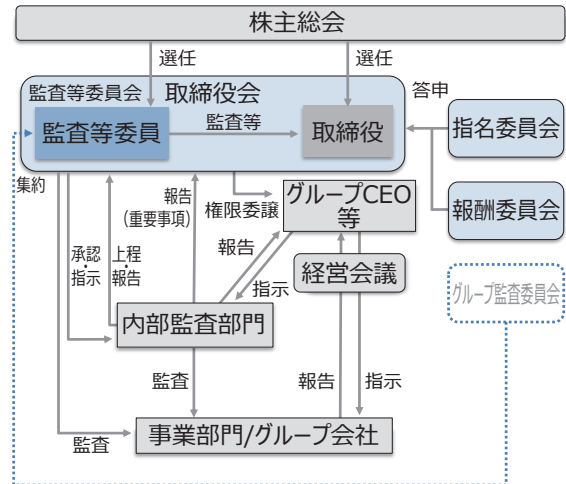
※ 上図は、移行後（予定）の各構成を示したものです。

移行後のコーポレートガバナンス体制図

監査役会設置会社（現状の体制）



監査等委員会設置会社（移行後の体制）



第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、取締役13名全員が任期満了となります。また、当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行します。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）12名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりです。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	主たる職業・役職
1	再任	小宮 暁 <small>こみや さとる</small>	取締役会長	—
2	再任	小池 昌洋 <small>こいけ まさひろ</small>	取締役社長	—
3	再任	山本 吉一郎 <small>やまもと きちいちろう</small>	取締役副社長	—
4	再任	城田 宏明 <small>しろた ひろあき</small>	取締役執行役員	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長
5	再任 独立役員	遠藤 信博 <small>えんどう のぶひろ</small>	社外取締役	日本電気株式会社特別顧問
6	再任 独立役員	片野坂 真哉 <small>かたのざか しんや</small>	社外取締役	ANAホールディングス株式会社取締役会長
7	再任 独立役員	大藪 恵美 <small>おおその えみ</small>	社外取締役	一橋大学大学院経営管理研究科教授
8	再任 独立役員	ロバート・フェルドマン	社外取締役	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 シニアアドバイザー
9	新任	森脇 陽一 <small>もりわき よういち</small>	専務執行役員	—
10	新任	鍋嶋 美佳 <small>なべしま みか</small>	常務執行役員	—
11	新任 独立役員	清水 順子 <small>しみず じゅんこ</small>	社外監査役	学習院大学経済学部教授
12	新任 独立役員	サイマ・ハサン	—	エボリューション・ベンチャーズ ファウンディング・ジェネラル・パートナー

(注) 上表に「独立役員」と表示している6名は、社外取締役候補者です。

候補者番号

1

再任



こみや さとる
小宮 暁

生年月日 1960年8月15日

性別 男性

所有する当社の株式数 70,200株

取締役会への出席状況 12/12回

略歴、地位および担当

1983年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
2012年 6月 日新火災海上保険株式会社取締役常務執行役員
2015年 3月 同社取締役常務執行役員退任
2015年 4月 当社執行役員経営企画部長
2016年 4月 当社常務執行役員
2018年 4月 当社専務執行役員
2018年 4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2018年 6月 当社専務取締役
2019年 6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長
2019年 6月 当社取締役社長
2024年 4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役
2025年 6月 同社取締役退任
2025年 6月 当社取締役会長（現職）

■ 取締役候補者とした理由

小宮暁氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業、人事企画、営業企画業務やグループ会社経営に従事し、当社の業務執行役員として海外保険事業を総括した後、当社の取締役社長および取締役会長を歴任しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

- (注) 1. 小宮暁氏は、2026年6月開催の株式会社三菱UFJ銀行の定時株主総会日付で同社社外取締役に就任する予定です。
2. 同氏は、2026年6月開催の一般社団法人日本経済団体連合会の定時総会日付で同会副会長に就任する予定です。
3. 34頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

2

再任



こいけ まさひろ
小池 昌洋

生年月日 1971年12月3日
性別 男性
所有する当社の株式数 5,800株
取締役会への出席状況 10/10回

略歴、地位および担当

1994年4月 東京海上火災保険株式会社入社
2022年4月 当社執行役員経営企画部長
2023年4月 当社常務執行役員
2025年6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役（現職）
2025年6月 当社取締役社長（現職）

<担当>

グループCEO、グループカルチャー総括

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役

■ 取締役候補者とした理由

小池昌洋氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画、経営企画業務や海外保険事業に従事した後、当社の業務執行役員として中南米の海外保険事業を担当し、現在はグループCEOとして東京海上グループ全体の経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

（注）34頁に「複数の候補者に共通する注記」として小池昌洋氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

3

再任



やまもと きち いちろう
山本 吉一郎

生年月日 1961年4月8日

性別 男性

所有する当社の株式数 28,000株

取締役会への出席状況 12/12回

略歴、地位および担当

1985年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2015年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員シンガポール
首席駐在員
2017年 3 月 同社執行役員シンガポール首席駐在員退任
2017年 4 月 当社執行役員経営企画部長
2018年 4 月 当社執行役員
2020年 4 月 当社常務執行役員
2023年 4 月 当社専務執行役員
2023年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2023年 6 月 当社専務取締役
2025年 4 月 当社取締役副社長（現職）
2025年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長（現職）
<担当>

海外事業総括、Co-Head of International Business、海外事業企画部（北米（エイチシーシー社、デルファイ社、ティーエムジーエス社）、アフリカ）

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長

■ 取締役候補者とした理由

山本吉一郎氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に海外保険事業や経営企画業務に従事した後、当社の業務執行役員として海外M&A等の海外保険事業を担当し、現在は当社の取締役副社長として海外保険事業を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

（注）34頁に「複数の候補者に共通する注記」として山本吉一郎氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

4

再任



し ろ た ひ ろ あ き

城田 宏明

生年月日 1969年12月12日

性別 男性

所有する当社の株式数 10,900株

取締役会への出席状況 12/12回

■ 取締役候補者とした理由

城田宏明氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業、広報や営業企画業務に従事し、現在は東京海上日動火災保険株式会社の取締役社長として同社の経営の指揮を執るとともに、当社の取締役執行役員として国内事業を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

(注) 34頁に「複数の候補者に共通する注記」として城田宏明氏に関する内容を掲載しています。

略歴、地位および担当

1992年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2022年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員営業企画部長
2024年 4 月 同社取締役社長（現職）
2024年 6 月 当社取締役
2025年 4 月 当社取締役執行役員（現職）

<担当>

国内事業総括、国内事業企画部

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役社長

候補者番号

5

再任

独立役員



えんどう のぶひろ
遠藤 信博

生年月日 1953年11月8日
性別 男性
所有する当社の株式数 11,700株
取締役会への出席状況 12/12回

略歴、地位および担当

1981年 4月 日本電気株式会社入社
2006年 4月 同社執行役員モバイルネットワーク事業本部長
2009年 4月 同社執行役員常務
2009年 6月 同社取締役執行役員常務
2010年 4月 同社代表取締役執行役員社長
2016年 4月 同社代表取締役会長
2019年 6月 同社取締役会長
2019年 6月 当社取締役（社外取締役、現職）
2022年 6月 日本電気株式会社特別顧問（現職）

重要な兼職の状況

日本電気株式会社特別顧問
株式会社日清製粉グループ本社取締役（社外取締役）
キッコーマン株式会社取締役（社外取締役）
株式会社日本取引所グループ取締役（社外取締役）
一般社団法人日本経済団体連合会副会長

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

遠藤信博氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、取締役会に提言を行うとともに、適切に監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 当社は、遠藤信博氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
2. 同氏は、34頁に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が特別顧問として在任している日本電気株式会社と当社および当社保険子会社との間にはシステム関連等の取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上収益（連結売上高に相当）および当社の連結経常収益（連結売上高に相当）のいずれに対しても1%未満です。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上収益および当社の連結経常収益のいずれに対しても1%未満です。

■ 主な活動状況

遠藤信博氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行うとともに、監督機能を発揮しています。また、報酬委員会の委員長として、社長、取締役および執行役員の業績評価ならびに適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

- (注) 1. 遠藤信博氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
2. 同氏は、株式会社日本取引所グループの社外取締役を務めていますが、2026年6月開催の同社定時株主総会終結の時をもって退任する予定です。
3. 同氏は、一般社団法人日本経済団体連合会の副会長を務めていますが、2026年6月開催の同会定時総会終結の時をもって退任する予定です。
4. 同氏は、2026年6月開催の関西電力株式会社の定時株主総会日付で同社社外取締役に就任する予定です。
5. 34頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

6

再任

独立役員



かたのざか しんや
片野坂 真哉

生年月日 1955年7月4日

性別 男性

所有する当社の株式数 4,500株

取締役会への出席状況 12/12回

略歴、地位および担当

1979年4月 全日本空輸株式会社入社
2007年4月 同社執行役員
2009年4月 同社上席執行役員
2009年6月 同社取締役執行役員
2011年6月 同社常務取締役執行役員
2012年4月 同社専務取締役執行役員
2013年4月 ANAホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員
2015年4月 同社代表取締役社長
2015年4月 全日本空輸株式会社取締役
2017年4月 同社取締役会長
2020年6月 当社取締役（社外取締役、現職）
2022年3月 全日本空輸株式会社取締役会長退任
2022年4月 ANAホールディングス株式会社代表取締役会長
2024年4月 同社取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

ANAホールディングス株式会社取締役会長
キリンホールディングス株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

片野坂真哉氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、取締役会に提言を行うとともに、適切に監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 当社は、片野坂真哉氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
2. 同氏は、34頁に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が取締役会長として在任しているANAホールディングス株式会社は当社の株式を保有しており、また、当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社はANAホールディングス株式会社の株式を保有していますが、その発行済株式総数に占める割合はいずれも1%未満です。なお、東京海上日動火災保険株式会社が保有する同社の株式については、全株売却する旨を同社と合意しています。
4. 同氏が取締役会長として在任しているANAホールディングス株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益（連結売上高に相当）のいずれに対しても1%未満です。

■ 主な活動状況

片野坂真哉氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行うとともに、監督機能を発揮しています。また、指名委員会の委員長として、社長、取締役、監査役および執行役員の指名等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

- (注) 1. 片野坂真哉氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
2. 同氏は、2026年6月開催の一般社団法人日本経済団体連合会の定時総会日付で同会審議委員会議長に就任する予定です。
3. 34頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

7

再任

独立役員



おおその えみ
大園 恵美

生年月日 1965年8月8日

性別 女性

所有する当社の株式数 6,300株

取締役会への出席状況 12/12回

略歴、地位および担当

1988年 4月 株式会社住友銀行入行
1998年 4月 早稲田大学アジア太平洋研究センター客員講師（専任扱い）
2000年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専任講師
2002年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授
2010年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
2018年 4月 一橋大学大学院経営管理研究科教授（現職）
2021年 6月 当社取締役（社外取締役、現職）

重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科教授

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

大園恵美氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、取締役会に提言を行うとともに、適切に監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の企業戦略研究等を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、同氏の当社取締役就任以降の活動実績を踏まえ、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

■ 独立性について

1. 当社は、大園恵美氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
2. 同氏は、34頁に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。

■ 主な活動状況

大園恵美氏は、長年の企業戦略研究等を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行うとともに、監督機能を発揮しています。また、指名委員会の委員として、社長、取締役、監査役および執行役員の指名等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

- (注) 1. 大園恵美氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
2. 同氏は、2026年6月開催のANAホールディングス株式会社の定時株主総会日付で同社社外取締役に就任する予定です。
3. 同氏は、2017年6月から2021年6月までの間、当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社の社外監査役を務めていました。また、2004年6月から2010年6月までの間、当社の子会社である日新火災海上保険株式会社（2006年9月に子会社化）の社外取締役を務めていました。
4. 同氏が社外監査役として在任していた当社子会社の東京海上日動火災保険株式会社は、金融庁から、同社に独占禁止法に抵触すると考えられる行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為ならびにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2023年12月26日付で保険業法に基づく業務改善命令を受け、公正取引委員会から、独占禁止法（不当な取引制限の禁止）違反が認められたとして、2024年11月1日付で独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、同社は、金融庁から、同社に個人情報保護法に抵触するおそれがある行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為、不正競争防止法に抵触するおそれがある行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為ならびにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2025年3月24日付で保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、在任中にはこれらの事実について事前に認識していませんでした。

たが、日頃から、取締役会等において内部統制の強化や法令遵守の視点に立った提言を行っていました。

5. 同氏が社外取締役として2023年6月から2025年6月まで在任していたトヨタ自動車株式会社は、自動車および自動車の装置の型式指定申請において、道路運送車両法に基づく国土交通省令の規定に違反していたとして、2024年7月31日に、国土交通省から、同法に基づく是正命令を受けました。同氏は、本件事実について事前に認識していませんでしたが、日頃から、取締役会等においてガバナンスの強化や法令遵守の視点に立った提言を行っていました。本件事実を認識した後は再発防止策の策定に向けた提言を行い、その取組みの状況を確認するなど、その職責を果たしました。
6. 34頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

8

再任

独立役員



ロバート・フェルドマン

生年月日 1953年6月12日
性別 男性
所有する当社の株式数 0株
取締役会への出席状況 12/12回

略歴、地位および担当

1983年10月 国際通貨基金エコノミスト
1989年5月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社主席エコノミスト
1998年2月 モルガン・スタンレー証券会社マネージング・ディレクターチーフエコノミスト
2003年4月 同社マネージング・ディレクター株式調査部長チーフエコノミスト
2007年12月 同社マネージング・ディレクター経済調査部長
2012年7月 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社マネージング・ディレクターチーフエコノミスト兼債券調査本部長
2014年3月 同社マネージング・ディレクターチーフエコノミスト
2017年1月 同社シニアアドバイザー（現職）
2023年6月 当社取締役（社外取締役、現職）

重要な兼職の状況

モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社シニアアドバイザー

■ 社外取締役として期待される役割の概要および候補者とした理由

ロバート・フェルドマン氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、取締役会に提言を行うとともに、適切に監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、同氏が当社取締役に就任以来、長年の金融機関におけるエコノミストとしての経験を通じて培われた見識に基づき、この期待される役割を適切に果たしているためです。

■ 独立性について

1. 当社は、ロバート・フェルドマン氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
2. 同氏は、34頁に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏がシニアアドバイザーとして在任しているモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引はありません。

■ 主な活動状況

ロバート・フェルドマン氏は、長年の金融機関におけるエコノミストとしての経験を通じて培われた見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行うとともに、監督機能を発揮しています。また、報酬委員会の委員として、社長、取締役および執行役員の業績評価ならびに適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

(注) 1. ロバート・フェルドマン氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

2. 34頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

9

新任



もり わき 　 よう いち

森脇 陽一

生年月日 1965年9月11日

性別 男性

所有する当社の株式数 25,800株

略歴、地位および担当

1988年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2018年 4 月 当社執行役員経理部長
2018年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経理部長
2020年 3 月 同社執行役員経理部長退任
2020年 4 月 当社常務執行役員
2021年 6 月 当社常務取締役
2022年 4 月 当社専務取締役
2025年 6 月 当社専務取締役退任
2025年 6 月 当社専務執行役員（現職）

<担当>

グループ事業戦略総括、経営企画部（サステナビリティ室を除く）

■ 取締役候補者とした理由

森脇陽一氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主にIT企画、人事企画、経理業務に従事した後、当社の業務執行役員としてサステナビリティの取組みおよび新規事業を総括し、現在はグループの事業戦略を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

（注）34頁に「複数の候補者に共通する注記」として森脇陽一氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

10

新任



なべしま みか

鍋嶋 美佳

生年月日 1968年9月12日

性別 女性

所有する当社の株式数 10,800株

■ 取締役候補者とした理由

鍋嶋美佳氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に損害サービス、海外保険事業、人事業務に従事した後、現在は当社の業務執行役員としてグループのサステナビリティの取組みを総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

(注) 34頁に「複数の候補者に共通する注記」として鍋嶋美佳氏に関する内容を掲載しています。

略歴、地位および担当

1991年 6 月 東京海上火災保険株式会社入社

2021年 4 月 当社執行役員人事部長

2024年 4 月 当社執行役員

2025年 4 月 当社常務執行役員（現職）

<担当>

グループサステナビリティ総括、経営企画部（サステナビリティ室）

候補者番号

11

新任

独立役員



しみず じゅんこ
清水 順子

生年月日 1959年1月13日
性別 女性
所有する当社の株式数 2,500株
取締役会への出席状況 12/12回
監査役会への出席状況 12/12回

略歴、地位および担当

1982年4月 チェース・マンハッタン銀行入行
1984年10月 株式会社日本興業銀行入行
1987年9月 セキュリティ・パシフィック・ナショナル・バンク入行
1991年3月 バンク・オブ・アメリカ
1994年10月 モルガン・スタンレー銀行入行
1995年6月 東京大学先端科学技術研究センター協力研究員
2004年4月 一橋大学大学院商学研究科助手
2005年4月 一橋大学経済研究所COE研究員
2006年4月 明海大学経済学部准教授
2008年4月 専修大学商学部准教授
2012年4月 学習院大学経済学部教授（現職）
2023年6月 当社監査役（社外監査役、現職）

重要な兼職の状況

学習院大学経済学部教授

■ 社外取締役候補者として期待される役割の概要および候補者とした理由

清水順子氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として、取締役会に提言を行うとともに、適切に監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、長年の金融機関における実務経験および国際金融に関する研究等を通じて培われた見識に基づき、この期待される役割を適切に果たせると判断したためです。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、上記の理由から、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

■ 独立性について

1. 当社は、清水順子氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
2. 同氏は、34頁に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。

- (注)
1. 清水順子氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
 2. 同氏は、2019年6月から2023年6月までの間、当社の子会社である東京海上日動あんしん生命保険株式会社の社外監査役を務めていました。
 3. 34頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

12

新任

独立役員



略歴、地位および担当

- 2008年 6月 非営利団体ロシュニ設立
ファウンダー（現職）
- 2017年 8月 エボリューション・ベンチャーズ共同設立
同社ファウンディング・ジェネラル・パートナー（現職）
- 2018年11月 エボリューション・ベンチャーズ・マネジメント
ディレクター
- 2025年 1月 同社ディレクター退任

サイマ・ハサン

生年月日 1986年1月28日

性別 女性

所有する当社の株式数 0株

■ 社外取締役候補者として期待される役割の概要および候補者とした理由

サイマ・ハサン氏は、社外取締役候補者です。
同氏には、社外取締役として、取締役会に提言を行うとともに、適切に監督機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏はこれまで、インドにおける女性のデジタルスキル教育支援に取り組む社会起業家、テクノロジー分野を中心とするベンチャーキャピタリスト、シリコンバレー・ジャパン・プラットフォーム（日本企業とシリコンバレーの起業家等の連携を通じ、日米の技術連携やイノベーションの促進等をめざす団体）の共同議長として活動してきました。同氏を候補者とした理由は、これらの経験を通じて培われた新規事業創出およびテクノロジー等に関する見識に基づき、この期待される役割を適切に果たせると判断したためです。

■ 独立性について

1. 当社は、サイマ・ハサン氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
2. 同氏は、34頁に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。

（注）34頁に「複数の候補者に共通する注記」としてサイマ・ハサン氏に関する内容を掲載しています。

第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行します。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ています。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

候補者 番号		氏名	現在の当社に おける地位	主たる職業・役職
1	新任	原島 朗 <small>はらしま あきら</small>	常勤監査役	—
2	新任	岡田 健司 <small>おかだ けんじ</small>	取締役副社長	—
3	新任 独立役員	進藤 孝生 <small>しんどう こうせい</small>	社外取締役	日本製鉄株式会社相談役
4	新任 独立役員	松山 遙 <small>まつやま はるか</small>	社外取締役	弁護士
5	新任 独立役員	大槻 奈那 <small>おおつき なな</small>	社外監査役	名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授

(注) 上表に 独立役員 と表示している3名は、社外取締役候補者です。

候補者番号

1

新任



はらしま あきら
原島 朗

生年月日 1960年11月19日
性別 男性
所有する当社の株式数 57,600株
取締役会への出席状況 12/12回
監査役会への出席状況 12/12回

略歴、地位および担当

1984年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
2014年 4月 当社執行役員経営企画部長
2015年 4月 当社執行役員（米州総括）
2016年 4月 当社常務執行役員
2019年 4月 当社専務執行役員
2019年 6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2019年 6月 当社専務取締役
2022年 4月 当社取締役副社長
2022年 4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
2023年 3月 同社取締役副社長退任
2023年 6月 当社取締役副社長退任
2024年 6月 当社監査役（現職）

重要な兼職の状況

エクシオグループ株式会社監査役（社外監査役）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

原島朗氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に海外保険事業や経営企画業務に従事した後、当社の業務執行役員として米州やアジア等の海外保険事業を担当し、その後同事業を総括しました。現在は当社の常勤監査役を務めています。同氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役として適切に監督機能を発揮するとともに、監査等委員として適切に監査機能を発揮することを期待するためです。

（注）34頁に「複数の候補者に共通する注記」として原島朗氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

2

新任



おかだ けんじ
岡田 健司

略歴、地位および担当

1986年 4 月	東京海上火災保険株式会社入社
2018年 4 月	当社執行役員監査部長
2019年 4 月	当社常務執行役員
2019年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員
2019年 6 月	同社常務取締役
2019年 6 月	当社常務取締役
2022年 4 月	当社専務取締役
2022年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2025年 4 月	当社取締役副社長（現職）
2025年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
2026年 3 月	同社取締役副社長退任

生年月日 1963年9月19日

性別 男性

所有する当社の株式数 50,800株

取締役会への出席状況 12/12回

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

岡田健司氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に財務企画、経営企画業務や海外保険事業に従事した後、当社の業務執行役員として法務コンプライアンス、リスク管理およびグループの資本政策を総括し、現在は当社の取締役副社長として社長補佐を務めています。同氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役として適切に監督機能を発揮するとともに、監査等委員として適切に監査機能を発揮することを期待するためです。

(注) 34頁に「複数の候補者に共通する注記」として岡田健司氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

3

新任

独立役員



しんどう こうせい
進藤 孝生

生年月日 1949年9月14日
性別 男性
所有する当社の株式数 10,000株
取締役会への出席状況 12/12回

略歴、地位および担当

1973年 4月 新日本製鐵株式会社入社
2005年 6月 同社取締役経営企画部長
2006年 6月 同社執行役員経営企画部長
2007年 4月 同社執行役員総務部長
2009年 4月 同社副社長執行役員
2009年 6月 同社代表取締役副社長
2012年 10月 新日鐵住金株式会社代表取締役副社長
2014年 4月 同社代表取締役社長
2019年 4月 日本製鐵株式会社代表取締役会長
2023年 6月 当社取締役（社外取締役、現職）
2024年 4月 日本製鐵株式会社取締役相談役
2024年 6月 同社相談役（現職）

重要な兼職の状況

日本製鐵株式会社相談役
日本郵政株式会社取締役（社外取締役）
株式会社日本政策投資銀行取締役（社外取締役）

■ 社外取締役として期待される役割の概要および監査等委員である取締役候補者とした理由

進藤孝生氏は、社外取締役候補者です。

同氏には、社外取締役として適切に監督機能を発揮するとともに、監査等委員として適切に監査機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、この期待される役割を適切に果たせると判断したためです。

■ 独立性について

1. 当社は、進藤孝生氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
2. 同氏は、34頁に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が相談役として在任している日本製鐵株式会社は当社の株式を保有しており、また、当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社は日本製鐵株式会社の株式を保有していますが、その発行済株式総数に占める割合はいずれも1%未満です。なお、東京海上日動火災保険株式会社が保有する同社の株式については、全株売却する旨を同社と合意しています。
4. 同氏が相談役として在任している日本製鐵株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益（連結売上高に相当）のいずれに対しても1%未満です。

(注) 1. 進藤孝生氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

2. 34頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

4

新任

独立役員



まつやま はるか
松山 遥

生年月日 1967年8月22日
性別 女性
所有する当社の株式数 0株
取締役会への出席状況 12/12回

略歴、地位および担当

1995年 4月 東京地方裁判所判事補
2000年 7月 弁護士 (現職)
2000年 7月 日比谷パーク法律事務所
2023年 6月 当社取締役 (社外取締役、現職)

重要な兼職の状況

弁護士
三菱電機株式会社取締役 (社外取締役)
AGC株式会社取締役 (社外取締役)

■ 社外取締役として期待される役割の概要および監査等委員である取締役候補者とした理由

松山遥氏は、社外取締役候補者です。
同氏には、社外取締役として適切に監督機能を発揮するとともに、監査等委員として適切に監査機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、この期待される役割を適切に果たせると判断したためです。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、上記の理由から、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

■ 独立性について

1. 当社は、松山遥氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
2. 同氏は、34頁に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。

(注) 1. 松山遥氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
2. 34頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

候補者番号

5

新任

独立役員



おおつき なな
大槻 奈那

生年月日 1964年9月17日
性別 女性
所有する当社の株式数 0株
取締役会への出席状況 12/12回
監査役会への出席状況 12/12回

略歴、地位および担当

1988年4月 三井信託銀行株式会社入行
1994年6月 パリ国立銀行入行
1998年3月 HSBC証券会社入社
2000年1月 スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社日韓金融機関格付チームヘッド
2005年12月 UBS証券株式会社調査部マネジング・ディレクター
2011年6月 メリルリンチ日本証券株式会社マネジング・ディレクター
2015年9月 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授（現職）
2016年1月 マネックス証券株式会社執行役員チーフ・アナリスト
2018年6月 当社監査役（社外監査役、現職）
2021年4月 マネックス証券株式会社専門役員チーフ・アナリスト
2022年8月 同社専門役員チーフ・アナリスト退任
2022年9月 ピクテ・ジャパン株式会社シニア・フェロー（現職）

重要な兼職の状況

名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授
ピクテ・ジャパン株式会社シニア・フェロー
住友商事株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外取締役として期待される役割の概要および監査等委員である取締役候補者とした理由

大槻奈那氏は、社外取締役候補者です。
同氏には、社外取締役として適切に監督機能を発揮するとともに、監査等委員として適切に監査機能を発揮することを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、長年の金融機関におけるアナリストとしての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、この期待される役割を適切に果たせると判断したためです。

■ 独立性について

1. 大槻奈那氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、34頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

(注) 1. 大槻奈那氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
2. 34頁にも「複数の候補者に共通する注記」として同氏に関する内容を掲載しています。

複数の候補者に共通する注記

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、遠藤信博、片野坂真哉、大園恵美、ロバート・フェルドマン、清水順子、進藤孝生、松山遙および大槻奈那の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。第3号議案ならびに上記の各氏およびサイマ・ハサン氏の選任が承認された場合、当社は、各候補者との間で上記と同内容の責任限定契約を継続または締結する予定です。
3. 当社は、現在、当社および当社の一部国内子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しています。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等をてん補するものです。当該契約には免責金額を設定しており、被保険者に一定の自己負担を求める内容となっています。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、本定時株主総会後に迎える当該契約の保険期間満了後も、契約を締結する予定です。
4. 取締役会および監査役会への出席状況は2025年度のものであります。小池昌洋氏については、2025年6月の取締役就任以降に開催された取締役会への出席状況を記載しています。

ご参考：社外役員の独立性判断基準

社外取締役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ①当社またはその子会社の業務執行者である者
- ②過去10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者であった者
- ③当社もしくは主な事業子会社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
- ④当社もしくは主な事業子会社の主要な取引先である者（直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
- ⑤当社もしくは主な事業子会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
- ⑥当社または主な事業子会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額（1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるものの業務執行者である者
- ⑦当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
- ⑧当社または主な事業子会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額（1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるもの
- ⑨直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行します。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ています。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしてします。

独立役員



しみず じゅんこ
清水 順子

生年月日	性別	所有する当社の株式数
1959年1月13日	女性	2,500株

■ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

清水順子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。

同氏には、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、社外取締役として適切に監督機能を果たすとともに、監査等委員として適切に監査機能を果たすことを、役割として期待しています。同氏を候補者とした理由は、長年の金融機関における実務経験および国際金融に関する研究等ならびに社外監査役としての経験を通じて培われた見識に基づき、この期待される役割を適切に果たせると判断したためです。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、上記の理由から、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

■ 独立性について

1. 清水順子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
2. 同氏は、34頁に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。

(注) 1. 清水順子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決され、効力が生じた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
3. 上記のほか、同氏の略歴その他株主総会参考書類記載事項等については、26頁に記載のとおりです。また、責任限定契約および役員等賠償責任保険契約については、監査等委員である取締役に就任後も、34頁記載の責任限定契約および保険契約を継続する予定です。

ご参考：本定時株主総会後の取締役（予定）のスキル

氏名	性別	地位および主な担当	スキル											
			企業経営	金融経済	財務会計・ファイナンス	法務・コンプライアンス	環境	人材戦略	ガバナンス・リスクマネジメント	テクノロジー	国際性	保険事業		
小宮 暁	男性	取締役会長		○	○					○			○	○
小池 昌洋	男性	取締役社長	グループCEO、グループカルチャー総括	○	○								○	○
山本 吉一郎	男性	取締役副社長	海外事業総括、Co-Head of International Business		○	○					○		○	○
森脇 陽一	男性	専務取締役	グループ事業戦略総括		○	○		○	○		○			○
鍋嶋 美佳	女性	常務取締役	グループサステナビリティ総括					○	○				○	○
城田 宏明	男性	取締役執行役員	国内事業総括	○	○									○
遠藤 信博	男性	社外取締役		○	○					○	○	○		
片野坂 真哉	男性	社外取締役		○	○				○	○		○		
大藪 恵美	女性	社外取締役		○				○		○		○		
ロバート・フェルマン	男性	社外取締役		○	○	○		○		○	○	○		
清水 順子	女性	社外取締役			○	○		○		○		○		
サイマ・ハサン	女性	社外取締役		○	○	○					○	○		
原島 朗	男性	取締役 (常勤監査等委員)		○	○					○		○	○	
岡田 健司	男性	取締役 (常勤監査等委員)			○	○	○			○		○	○	
進藤 孝生	男性	社外取締役 (監査等委員)		○	○			○	○	○		○		
松山 遙	女性	社外取締役 (監査等委員)			○	○	○			○				
大槻 奈那	女性	社外取締役 (監査等委員)			○	○		○		○		○		

取締役のスキルについての考え方

1. 東京海上グループは、保険グループとしてグローバルに事業を展開しています。そのなかで、当社はグループを統括する保険持株会社として、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制を構築し、グループ会社を適切に統治します。
2. 監査等委員会設置会社となる当社の取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役会がその役割を適切に果たすためには、東京海上グループの事業内容、事業展開、統治構造等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが必要です。また、必要とされるスキルは、事業環境の変化に伴い変化します。
3. 当社において重要な業務執行の決定や監督を適切に行うためには、まずは、ビジネスを深く理解していること、すなわち、「保険事業」に精通していることが求められます。
また、「金融経済」、「財務会計・ファイナンス」、「法務・コンプライアンス」、「人材戦略」、「ガバナンス・リスクマネジメント」のスキルはあらゆる判断のベースとなります。
さらに、地球環境や技術革新への対応が社会全体の課題となっている今、「環境」および「テクノロジー」のスキルの重要性はますます高まっています。
加えて、特に社外取締役には、「国際性」、「企業経営」のスキルを期待しています。これは、グローバルに事業展開する東京海上グループにとって、グローバルな環境認識や企業経営の知見が大変有益であるためです。
4. 監査等委員である取締役に関しても、取締役の職務の執行を適切に監査するためには、上記の取締役会同様のスキルを備える形で監査等委員会が構成されることが望ましいと考えています。そのなかでも、「財務会計・ファイナンス」のスキルの重要性は特に高く位置付けられます。
5. 左記の表は、本定時株主総会後の取締役（予定）とその有するスキルを一覧にしたものですが、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月28日開催の第19回定時株主総会において、月額総額を75百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）とすることをご承認いただいています。

第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時ににおける取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名（うち社外取締役6名）となります。

つきましては、昨今、コーポレートガバナンス強化の観点から社外取締役の責務や期待される役割が増大していること等を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額について、月額総額を引き続き75百万円以内としつつ、そのうち社外取締役分は15百万円以内としたいと存じます。

本議案の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の月額総額を維持しつつ、社外取締役分の上限を見直すものです。また、社外取締役4名を含む5名（委員長は社外取締役）で構成する報酬委員会において、2025年度事業報告の「2. 会社役員に関する事項 (2)会社役員に対する報酬等 へ 役員報酬の決定に関する方針」に沿って審議されたものであり、相当であると考えています。なお、当該役員報酬の決定に関する方針は、監査等委員会設置会社へ移行後も実質的に同内容とする予定です。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役は5名となります。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額について、監査等委員である取締役の職責および昨今の経済情勢等諸般の事情を総合的に勘案し、月額総額20百万円以内としたいと存じます。

本議案の内容は、社外取締役4名を含む5名（委員長は社外取締役）で構成する報酬委員会において、2025年度事業報告の「2. 会社役員に関する事項 (2)会社役員に対する報酬等 へ 役員報酬の決定に関する方針」に沿って審議されたものであり、相当であると考えています。なお、当該役員報酬の決定に関する方針は、監査等委員会設置会社へ移行後も実質的に同内容とする予定です。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の株式報酬制度の決定の件

1. 提案の理由

当社は、2021年6月28日開催の第19回定時株主総会において、取締役が株価の変動によるリターンを株主の皆様と共有し、アカウンタビリティを果たすことおよび報酬制度の安定的で効率的な運営を目的として、取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます）の交付および給付（以下「交付等」といいます）を行う株式報酬制度（以下「本制度」といいます）を導入することについてご承認いただいています（以下「2021年決議」といいます）。

その後、2024年6月24日開催の第22回定時株主総会において、本制度について、2024年7月からの3年ごとの期間（以下「対象期間」といいます）ごとに当社が拠出する金員の上限を1,000百万円（うち社外取締役分は150百万円）とすることをご承認いただいています（以下「2024年決議」といいます）。

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行します。

本議案の内容は、「2. 議案の内容」に記載のとおり、2021年決議および2024年決議に基づく本制度を維持しつつ、その対象者について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に限定するものです。本制度において、取締役の職務の執行を監査する監査役については経営からの独立性を強化する観点から対象外としているところ、同様の役割を担う監査等委員である取締役について対象外とする趣旨です。したがって、本制度の内容を実質的に変更するものではありません。また、社外取締役4名を含む5名（委員長は社外取締役）で構成する報酬委員会において、2025年度事業報告の「2. 会社役員に関する事項 (2)会社役員に対する報酬等 へ 役員報酬の決定に関する方針」に沿って審議されたものであり、相当であると考えています。なお、当該役員報酬の決定に関する方針は、監査等委員会設置会社へ移行後も実質的に同内容とする予定です。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

2. 議案の内容

2021年決議および2024年決議に基づく本制度を維持しつつ、その対象者について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に限定したいと存じます。

3. 本制度の内容

「2. 議案の内容」を踏まえた本制度の内容は次のとおりです。

(1)本制度の概要

本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「3. 本制度の内容」において同じ） 【ご参考】 当社の執行役員ならびに当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社および東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役および執行役員に対しても、同様の株式報酬制度を導入しています。
当社が対象期間（3年間）ごとに拠出する金員の上限	1,000百万円（うち社外取締役分は150百万円）
1事業年度当たりの当社株式等の数の上限 ※1ポイント：当社株式3株	50,000ポイント（150,000株相当）（うち社外取締役分は6,500ポイント（19,500株相当）） 【ご参考】 50,000ポイントに相当する株式数の発行済株式総数（2026年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.008%です。
当社株式の取得方法	株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定
当社株式等の数の算定方法	役位等に応じてあらかじめ定める。 【ご参考】 付与するポイントは、業績等によって変動しません。
当社株式等の交付等の時期	退任後

(2)当社が拠出する金員の上限

対象期間ごとに、一定の要件（以下「受益者要件」といいます）を満たした取締役を受益者とする信託期間3年の信託（以下「本信託」といいます）を設定、または、本信託を継続するために信託契約の変更および追加信託を行います。当社は、対象期間ごとに1,000百万円（うち社外取締役分は150百万円）を上限とする金員を拠出します。

本信託は、信託管理人（当社と利害関係のない第三者である公認会計士）の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。

(3)取締役に対して交付等を行う当社株式等の数の算定方法および上限

取締役に対して交付等を行う当社株式等の数は、対象期間中に取締役に毎年付与するポイントにより定めます。取締役に、毎年一定の時期に、役位等に応じてあらかじめ定められたポイントの付与を行い、当該取締役の退任後、在任期間に付与したポイントの累積値（以下「累積ポイント数」といいます）に応じて当社株式等の交付等を行います。

なお、1ポイント当たりの当社株式数は3株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割、株式無償割当て、株式併合等が行われた

場合には、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

取締役が付与するポイントの総数の上限は1事業年度当たり50,000ポイント（150,000株相当）（うち社外取締役分は6,500ポイント（19,500株相当））です。

(4)取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役が退任（死亡時を除く）する場合、所定の受益権確定手続きを行うことにより、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り捨てるものとします）について交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については本信託内で換価処分したうえで、本信託から換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。信託期間中に取締役が死亡した場合は、死亡後に算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、本信託内で換価処分したうえで、当該取締役の相続人が本信託から換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

(5)本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しません。

(6)本信託内の当社株式の配当金の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託の信託報酬等に充てます。

(7)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、取締役会において定めます。

4. 取締役の員数

第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名（うち社外取締役は6名）となります。

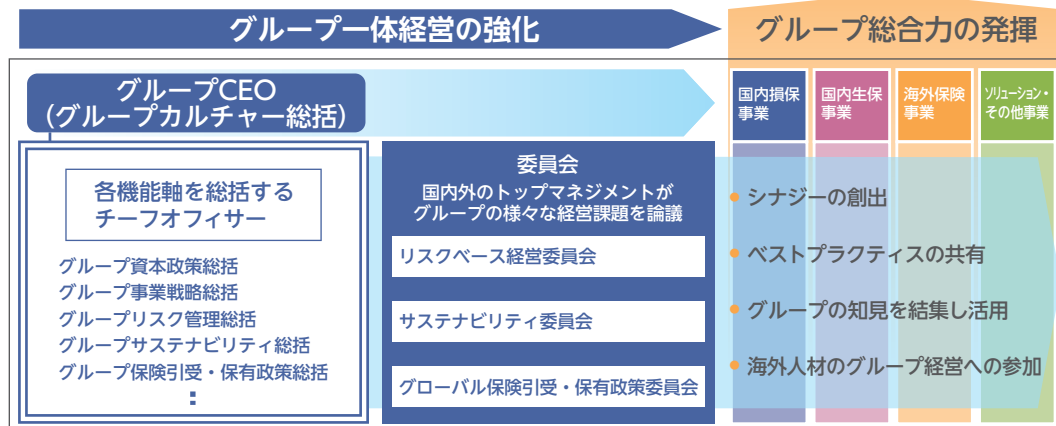
2025年度〔2025年4月1日から2026年3月31日まで〕事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

- 2025年度の世界経済は、米国の通商政策による悪影響が限定的に留まり、全体として緩やかに持ち直しました。米国はAI関連の設備投資や個人消費を中心に底堅さを維持した一方で、わが国経済は、物価上昇等を背景とした内需の弱さがみられ回復のペースは緩やかなものに留まりました。東京海上グループを取り巻く環境は、先行きの不透明感が増す昨今の地政学リスク、気候変動による災害の激甚化、サイバーリスクの増大等もあり、一層複雑化しています。
- こうした状況のなか、東京海上グループは、2024年度からスタートした「東京海上グループ中期経営計画2026～次の一步の力になる。～」の達成に向けた取組みを着実に進めています。グループCEOを中心にグローバルな知見を結集して、経営の重要事項を決定し実行するグループ一体経営のもと、国内保険事業を変革し、M&Aも活用して海外保険事業を拡大するなど、保険事業を積極的に推進しました。加えて、多様なリスクや損害そのものを減らすソリューション事業に挑戦するなど、保険の枠を超えたビジネスモデルへの変革も推進しました。
- 2026年3月には、世界で最も成功した投資会社の一つであり、保険事業を中核に卓越した投資実績を有するバークシャー・ハサウェイグループとの戦略的提携に合意しました。両社の強みを結集して、保険ビジネスの高度化と持続的な価値創造を実現し、規律ある経営のもと、企業価値の向上に一層取り組んでまいります。

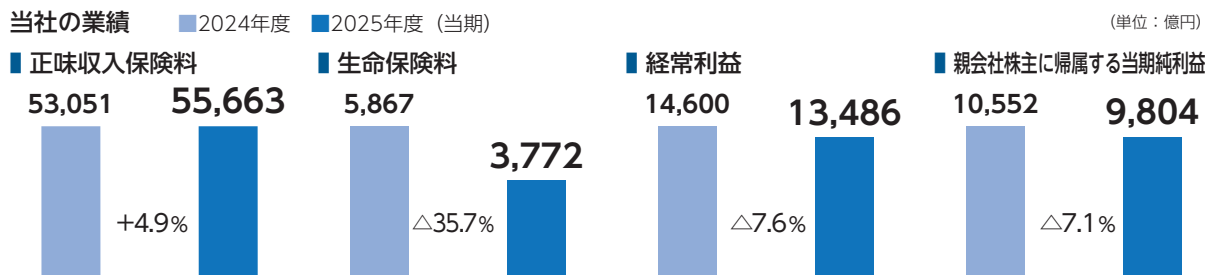
【グループ一体経営の概要】



■2025年度の当社の連結決算については、国内外での自然災害に係る発生保険金の減少や北米での資産運用収益の改善があった一方、政策株式売却益の減少や国内のインフレ等による自動車保険の発生保険金の増加により、親会社株主に帰属する当期純利益は9,804億円と、前年度に比べ748億円の減益となりました。

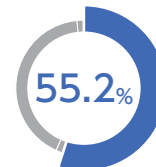
区分	2024年度	2025年度（当期）	増減率
経常収益	8兆4,401億円	8兆8,722億円	5.1%
うち正味収入保険料	5兆3,051億円	5兆5,663億円	4.9%
うち生命保険料	5,867億円	3,772億円	△35.7%
経常利益	1兆4,600億円	1兆3,486億円	△7.6%
親会社株主に帰属する当期純利益	1兆552億円	9,804億円	△7.1%

(注) 生命保険料は、2024年度対比で国内生命保険事業における一部契約の再保険会社への出再が増加したことにより減少しています。



■また、事業セグメントごとの経常収益および経常利益は、次のとおりとなりました。

事業セグメント	経常収益		経常利益	
	2024年度	2025年度（当期）	2024年度	2025年度（当期）
国内損害保険事業	3兆8,865億円	3兆7,902億円	8,933億円	7,444億円
国内生命保険事業	6,393億円	7,961億円	701億円	236億円
海外保険事業	4兆3,098億円	4兆5,998億円	4,884億円	5,590億円
ソリューション・その他事業	1,076億円	2,856億円	80億円	214億円



国内損害保険事業

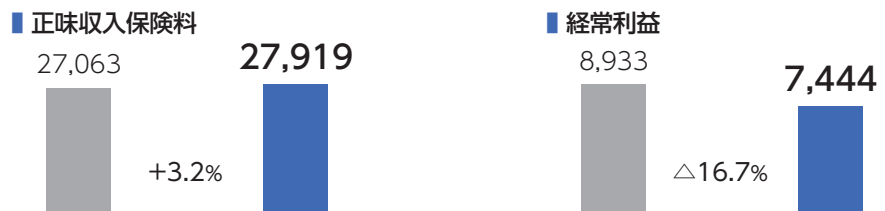
正味収入保険料 2兆7,919億円 経常利益 7,444億円

- 東京海上日動は、「本当に信頼されるお客様起点の会社」になるため、引き続き「Re-New（新しい会社につくりかえる）」の取組みを推進しました。これまで以上にお客様の声を保険契約プロセスの改善や事故に遭われたお客様への対応に活用することで、お客様からの評価は着実に向上しています。また、「リスクソリューション（保険+α）で次代を支える会社」として、保険金支払いに留まらない事前（リスクや損害の発生の抑制）・事後（早期復旧や再発防止）の領域における商品・サービスの提供も進めています。
- 多様化・複雑化する社会課題に対し、グリーントランスフォーメーション（化石燃料をクリーンエネルギーに転換して活用していくための変革）、ヘルスケア、中小企業、サイバーリスクおよびレジリエンス（自然災害等の被害の極小化および早期復旧）を重点分野として定め、社会課題解決に貢献することを通じた新たなマーケット創造をめざし取組みを推進しました。
- サイバーリスク分野では、中小企業専門のセキュリティ支援会社との協業によるセキュリティ診断やネットワークの遠隔監視等のサービスを提供しており、ご好評をいただいています。サイバー攻撃等に起因する第三者への損害賠償金や、原因調査・システム復旧等にかかる費用を幅広く補償するサイバーリスク保険と合わせて、近年急増しているサイバー攻撃への事前の備えとして、企業のセキュリティ対策を支援していきます。
- 東京海上グループのダイレクト損害保険事業でのさらなる成長を実現するため、2025年10月、イーデザイン損保を東京海上ダイレクトへ商号変更しました。これを契機に、手軽さや先進性を魅力としたダイレクトビジネスモデルの強化にも取り組んでいます。保険代理店およびダイレクトの双方でお客様から選ばれる保険グループとなることをめざします。



国内損害保険事業の業績 ■ 2024年度 ■ 2025年度（当期）

（単位：億円）





国内生命保険事業

生命保険料 $\triangle 4,171$ 億円 経常利益 236 億円

- 2025年8月、あんしん生命は、金融庁から、乗合代理店との適切な関係性の構築に向けた取組みにかかる報告徴求命令を受領し、同年9月に同命令に基づく報告を行いました。乗合代理店に対する指導・教育・管理の強化を徹底すると同時に、創業以来の理念に立ち返り、「お客様本位」を基軸とした健全な業務運営の定着に向けて、不断の改善に取り組んでいます。
- あんしん生命は、保障・健康増進・資産形成を重点領域と定め、中堅・中小企業、シニア層および就労世代それぞれのニーズに対応した商品・サービスを開発し、強みである生損一体のビジネスモデルを活かしつつ、お客様をお守りする領域の拡大に取り組んでいます。
- 2025年9月には、一時払終身保険「あんしん夢終身」を発売しました。健康状態にかかわらず一生涯の死亡保障を確保でき、終活・相続のお悩みを相談できるサービスも利用いただける、お客様の資産形成・相続対策のニーズにお応えする商品です。また、がんの最新治療等に関する費用に対し最大1億円の保障を付帯できる「あんしんがん治療保険」が引き続きご好評をいただくなど、同社は2026年「オリコン顧客満足度[®]調査」の「がん保険ランキング」において、3年連続で総合1位を獲得しました。
- 各国における金融政策転換等によって、市場・経済環境の不確実性が増しているなか、資産と負債の総合管理（ALM）を基本とした資産運用に継続的に取り組み、既に引き受けている生命保険契約の長期負債の一部を2025年度も再保険会社に出再するなど、金利リスクコントロールの多様化および高度化に努めました。



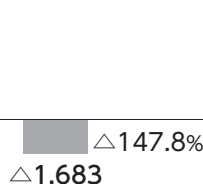
国内生命保険料の業績

■ 2024年度 ■ 2025年度（当期）

（単位：億円）

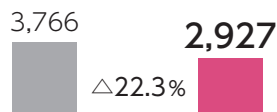
■ 生命保険料

<再保険料の加味あり>

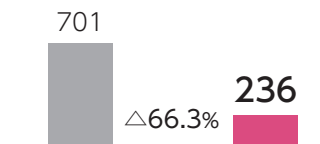


$\triangle 4,171$

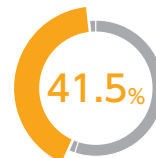
<再保険料の加味なし>



■ 経常利益



（注）生命保険料は、お客様からいただいた保険料から、お客様にお支払いする解約返戻金や再保険会社に支払う再保険料等を差し引いた指標です。なお、上図では、一部契約における再保険料を加味しない場合の生命保険料を<再保険料の加味なし>として併記しています。



海外保険事業

収入保険料 3兆5,690億円 経常利益 5,590億円

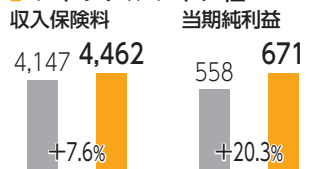
- 海外保険事業においては、グループ全体のグローバルな成長と分散の効いたポートフォリオの構築を実現すべく、持続的な内部成長と戦略的なM&Aを取組みの両輪としています。また、グループ各社の優れたノウハウを相互に活用し、保険料収入の拡大、資産運用の高度化、業務効率の向上等のシナジー実現にも幅広く取り組みました。
- 成長戦略の一環として、グループ会社各社が既存事業を強化する「ボルトオンM&A」を積極的に実行しています。2025年度は、米国において、今後の市場拡大が見込めるクラシックカー向けの保険代理店事業や、農畜産物の価格変動リスクに対し保険とソリューションをワンストップで提供する会社を買収しました。
- 世界中の各拠点が事業の成長実現をめざし、新たな保険商品の開発、高度な保険引受能力や専門性の活用、市場環境を踏まえた保険料率の見直しおよび販売チャネルの拡充による保険引受利益の拡大にも引き続き取り組んでいます。
- 2025年度は、北米のフィラデルフィア社、デルファイ社およびピュア社が過去最高益を達成しました。

主な海外グループ会社の業績

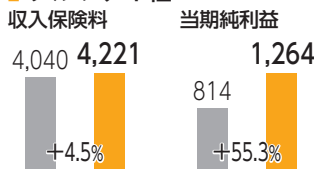
■ 2024年度 ■ 2025年度 (当期)

(単位：百万米ドル (キルン社、セグラドーラ社を除く))

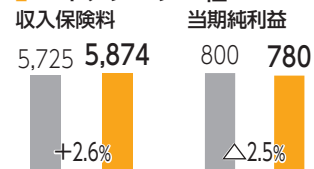
■ フィラデルフィア社



■ デルファイ社

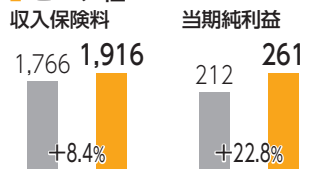


■ エイチシーシー社

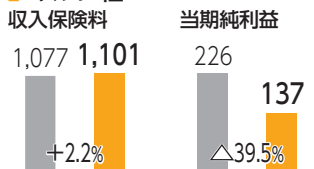


(単位：百万英ポンド (キルン社)、百万伯リアル (セグラドーラ社))

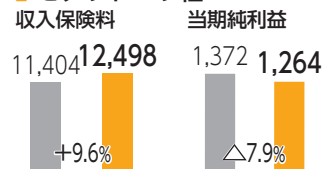
■ ピュア社



■ キルン社



■ セグラドーラ社



(注) ピュア社の収入保険料は、同社がマネジメントしているレシプロカル (日本の共済に類似) の正味収入保険料です。



ソリューション・その他事業

経常収益 **2,856**億円 経常利益 **214**億円

- 東京海上グループは、多様化・複雑化するお客様や社会の課題やリスクに対して最適な保険商品を提供し、「お客様や社会の“いざ”をお守りする」ことに加え、多様なリスクや損害そのものを減らすソリューションを提供しお客様や社会の“いつも”を支えている姿をめざしています。
- ID&Eは、「世界をすみよくする」というミッションを果たすため、コンサルティング事業、都市空間事業およびエネルギー事業を主力事業として、世界各地で国づくり・まちづくりに貢献しています。長年、国内外の公共事業で培った高い技術力をもとに、社会の強靱化に直結するソリューションを保有しており、特に、コンサルティング事業については、東京海上グループが有する強固な顧客基盤を活用しながら、急拡大する民間防災市場に本格参入しました。建設コンサルティング業界国内最大手である同社の高度な技術と、東京海上日動が持つ膨大なリスク情報と保険金支払データを掛け合わせることで、災害レジリエンスにおける現状把握、対策実行、経済的補償（保険）および復旧・維持管理を一気通貫で支援し、現状復旧に留まらない「Build Back Better（被災前よりも強靱な状態への再建）」を実現していきます。
- 東京海上グループが中心となって物流会社8社と立ち上げた物流コンソーシアム「baton」において、2026年2月には国内初となる複数の物流事業者による中継輸送（ドライバー交替方式）の実証運行を開始しました。実証運行の検証を経て、対象路線の拡大や事業者向けアプリケーションの開発を進め、トラックのドライバー不足への対応、稼働率・積載率の向上等を図り、日本の物流産業のさらなる発展に貢献していきます。
- 東京海上アセットマネジメントは、年金の運用受託や投資信託の運用等、安定的な収益基盤であるアセットマネジメント事業に取り組んでいます。特に、年金基金等のお客様から運用商品やお客様本位の取組みを総合的にご評価いただいております。格付投資情報センター（R&I）が選定する「R&I顧客満足大賞2026」の年金部門において、「優秀賞」を受賞しました。



ID&Eが開発・運営に参画し、土木学会デザイン賞を受賞したMEIJIPARK（都立明治公園）

サステナブル（持続可能）な社会への貢献

- 東京海上グループは、創業以来、「お客様や社会の“いざ”をお守りする」というパーパスを起点に、時代とともに変化する様々な社会課題の解決に貢献することで、持続的に成長してきました。「気候変動対策の推進」、「災害レジリエンス（強靱性・耐久性）の向上」、「人と多様性の尊重」等の8つを重点領域と定め、社員が価値創造の起点となり、パーパスの実現とともに幸せにあふれる社会と未来の創造に挑戦し続けています。100年後の未来においても、変わらぬ信頼と期待を寄せてもらえる存在であり続けるために、グループ内で議論を重ね、世界各地でお客様や社会のサステナビリティ向上に一層貢献できるよう取り組んでいます。
- 気候変動対策においては、パリ協定を踏まえた指標および目標を設定し、保険商品やサービス、投融資を通じて脱炭素社会への移行を支援しています。
- お客様や投融資先企業の脱炭素に向けた取組みを一層支援するため、東京海上グループの保険引受に関連する温室効果ガス排出量の約7割を占める東京海上日動においては、200社のお客様に対し、対話を通じて脱炭素計画の策定を求める一方で、2030年までに脱炭素計画を策定しない対象企業とは取引を行わない方針としています。2025年度末時点で深度ある対話を行った対象企業は130社となりました。なお、上記200社は、東京海上日動の保険引受に関連する温室効果ガス排出量の約9割を占めています。
- 1999年以来、アジア太平洋地域9か国において植林NGO等と連携し、気候変動対策や生物多様性保全に貢献するマングローブ植林に取り組んでいます。また、2022年から東京湾において海を守る活動としてアマモ場の保全・再生活動を開始し、随時活動地域を広げています。
- 東京海上グループは、サステナビリティに関する情報開示にも注力しており、2025年度からは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）および自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の提言に沿ったグループの気候変動・自然関連課題の取組みを包括的にまとめたClimate & Natureレポートを発行しています。



カルチャーの浸透とDE&Iの推進

東京海上グループは、創業以来、一貫して「人」を最も重要な資産と位置付けています。社員一人ひとりが価値創造の起点となり、やりがいと誇りをもってパーパスの実現に向けて挑戦を重ねることが、企業としての成長の原動力であり、競争優位性の源泉でもあります。世界中の社員が一体感を強め、エンゲージメント（やりがいと誇り）を高めていくために、CEO自身がカルチャーを総括するチーフオフィサーとして動画メッセージを発信することに加え、グループ会社を訪問してパーパスについて社員と対話するなど、よりよいグループのカルチャーの醸成に継続的に取り組んでいます。また、グループ全体で実施する「カルチャー&バリューサーベイ」を通じて社員のエンゲージメントおよびパーパスの浸透度合いの定点観測を行うなど、着実な取組みを継続しています。



海外グループ会社での対話の様子

東京海上グループは、DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）の推進をグループが持続的に成長していくうえでの重要な戦略の一つと位置付けています。また、これまで以上に社員の多様な声が反映され、同質的な考え方や先入観にとらわれずに様々な視点を踏まえて意思決定がなされる組織風土を醸成することが、ガバナンスの観点からも重要と考えています。これを実現するために、性別や障がいの有無、国籍や人種、年齢等にかかわらず、多様なバックグラウンドを持つ全ての社員が公正に機会を得られ、一人ひとりが自らの意見や考えを安心して発信できるようなインクルーシブな職場環境作りに取り組んでいます。

重要な課題の1つであるジェンダーギャップの解消に向けて、グループ横断で管理職以上の役職に占める女性比率の一層の向上に取り組む、現在、国内グループ会社では500名超の女性管理職が活躍しています。また、多様な意見を経営に生かすため、当社の会社役員に占める女性比率を2027年度までに30%以上とする目標を定めています。2025年度実績は27.8%ですが、2026年度には35.3%となり目標を達成する予定です。

ご参考：社員の行動規範として「東京海上グループ健康憲章」を掲げ、グループ健康経営総括を中心に健康経営を推進してきた結果、健康経営に優れた企業として、日本健康会議により「健康経営優良法人2026（大規模法人部門（ホワイト500）」に認定されました（10年連続）。

東京海上グループの今後の取組み（対処すべき課題）

- 2026年度も、気候変動による災害の激甚化、AIの急速な進歩、変化の激しい各国の政治・社会情勢や地政学リスク等、国内外の先行きに対する不透明感が強い状況は続く見込みです。
- こうした状況のなか、東京海上グループは、パーパスに基づく2035年にありたい姿（「Aspiration」）として、「日本発のグローバルカンパニーとして、安心・安全の提供を通じ、お客様や社会の“いざ”と“いつも”をお守りし、幸せにあふれる社会と未来の創造に挑戦し続ける」という姿を掲げています。2026年度は、「東京海上グループ中期経営計画2026～次の一步の力になる。～」の最終年度となります。計画の達成に向けて、各事業がオーナーシップを発揮しながら、ソリューション事業を中心とした価値提供領域の飛躍的な拡大、ダイレクトチャネルの拡充等の販売チャネルの多様化・複線化、AI・データ等を活用したアンダーライティング（保険引受）の高度化・自動化や生産性の徹底的な向上、そして内部統制・ガバナンスの強化と資本管理の高度化に取り組んでまいります。
- 各事業における今後の取組みは、次のとおりです。



<国内損害保険事業>

東京海上日動は、中期経営計画のキーコンセプトである「Re-New」のもと、「本当に信頼されるお客様起点の会社」となることをめざし、引き続き組織風土の変革を進めてまいります。また、「リスクソリューション（保険+α）で次代を支える会社」として、保険金支払いに留まらない事前（リスクや損害の発生抑制）・事後（早期復旧や再発防止）の領域における商品・サービスの提供にも取り組んでまいります。東京海上ダイレクトは、AI・データ等を活用したアプリケーションの機能拡充等、ダイレクトの強みを活かしながらお客様起点で品質を高めることで事業基盤の強化を図ってまいります。

<国内生命保険事業>

あんしん生命は、創業以来の理念に立ち返り、引き続き「お客様本位の生命保険事業」の運営に向けた取組みとガバナンスの強化に取り組んでまいります。また、お客様本位の取組みのさらなる強化と今後予想される環境変化に対応するための成長戦略である「あんしん Reboot（再起動）」のもと、未病・早期発見・重症化予防等の領域における新たな保障・サービスの開発や、保障と一体型のヘルスケアサービスの提供等にも取り組みながら、持続的な成長の実現をめざします。

<海外保険事業>

引き続き、高度な保険引受能力や専門性を活かした保険料収入の拡大、保険料率の見直し等を通じて、保険引受利益を持続的かつ安定的に拡大してまいります。加えて、競争力ある商品のグローバル展開や資産運用の高度化等、海外保険事業全体におけるシナジーの拡大とともに、収益性の向上に取り組んでまいります。また、さらなる質の高いポートフォリオの構築に向け、グローバルなリスク分散や戦略的なM&Aの実行に取り組んでまいります。

<ソリューション・その他事業>

多様なリスクや損害そのものを減らすソリューションを保険と一体的に提供していくことで、社会全体のレジリエンス向上を実現するとともに、ソリューション事業を国内保険事業と海外保険事業に次ぐ東京海上グループの収益の柱とすることをめざします。お客様や社会の課題は多様化・複雑化していますが、当社はこの環境をお客様や社会のお役に立てる重要な成長機会として捉えています。ID&Eおよび東京海上日動等が共創して取り組んでいる防災・減災領域をはじめ、モビリティ、ヘルスケア（予防・未病）や脱炭素社会への移行等の複数の領域においてソリューションを提供し、事業規模の拡大を図ってまいります。

- これらの各事業を支え、「People's Business（人とその信頼からなる事業）」である保険事業を営む東京海上グループの競争力の源泉となるのは、昔も今もこれからも「人」です。すべてのステークホルダーの「幸せ（Happiness）」に貢献できる企業として、社員一人ひとりが適材適所でやりがいと誇りをもって活躍できるよう支援し、多様な人材が持てる力を遺憾なく発揮できる公正な環境を整えます。将来に向けた人材投資も行い、100年後もお客様や社会の“いざ”と“いつも”をお守りする存在であり続けるための人的資本および人材基盤の強化にグループを挙げて取り組んでまいります。
- 東京海上グループは、急速に進歩するAIをビジネスモデル変革の鍵と位置付けています。AIを徹底的に活用し、アンダーライティング（保険引受）や照会応答の高度化等を通じてお客様の安心や利便性を飛躍的に高めることに加え、生産性の向上にも取り組んでまいります。
- バークシャー・ハサウェイグループとの戦略的提携については、同グループの強固な財務基盤および保険・再保険分野における豊富な引受経験と、当社のグローバルに展開する保険プラットフォーム、業界をリードする保険引受力等の双方の強みを結集するとともに、共同投資によるM&Aの実行等を通じて、当社の持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。
- 株主還元については、配当を基本とする方針としています。事業を通じた利益成長と配当の拡大は整合的であるべきとの考えに基づき、力強い利益成長を通じ、継続的な増配を実現できるよう努めてまいります。
- 当社は、財務情報の国際的な比較可能性の向上等を目的として、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます）の任意適用を開始します。2026年5月公表の決算短信（業績予想のみ）および2026年6月提出予定の有価証券報告書以降、東京海上グループの業績予想や実績値等

については、IFRSを適用し開示する予定です。

■当社は、本定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。これにより、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念のもと、「成長戦略とガバナンスの高位均衡」の実現を、さらに進化、充実させながら、グループを挙げて業務に邁進してまいり所存です。株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- (注) 1. 本事業報告における金額および株数等は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しています（以下の諸表でも同様です）。
2. 各事業セグメントの経常収益および経常利益として記載している数値は、子会社からの配当金収入を除くなど、各事業セグメントの実態を表すために必要な調整を行っています。また、連結損益計算書における経常収益および経常利益は、各事業セグメントの数値の合計値に勘定科目間の調整等を加え算出しています。
3. 収入保険料とは、正味収入保険料および生命保険料の合計をいいます。
4. 主な海外グループ会社の業績は、現地決算ベースで表示しています。

(2)企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

(3)企業集団の主要な事務所の状況（2026年3月31日現在）

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

(4)企業集団の使用人の状況

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

(5)企業集団の主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

(6)企業集団の資金調達の状況

該当ありません。

(7)企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

事業セグメント	金額
国内損害保険事業	95,301百万円
国内生命保険事業	16,840百万円
海外保険事業	49,802百万円
ソリューション・その他事業	9,056百万円
合計	171,001百万円

(注) 1. 金額には、2025年度中の設備投資の総額を記載しています。

2. 金額として記載の円貨額には、外貨建設備投資の2025年12月末の為替相場による換算額が一部含まれています。

□ 重要な設備の新設等

該当ありません。

(8)重要な親会社及び子会社等の状況 (2026年3月31日現在)

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業	1944年 3月20日	百万円 101,994	% 100.0	—
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業	1908年 6月10日	百万円 10,194	% 100.0	—
東京海上ダイレクト損害保険株式会社	東京都新宿区	損害保険業	2009年 1月26日	百万円 42,303	% 100.0	—
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	東京都千代田区	生命保険業	1996年 8月6日	百万円 55,000	% 100.0	—
東京海上ミレア少額短期保険株式会社	横浜市西区	少額短期保険業	2003年 9月1日	百万円 895	% 100.0	—
東京海上アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資顧問業 投資信託業	1985年 12月9日	百万円 2,000	% 100.0	—
ID&Eホールディングス株式会社	東京都千代田区	持株会社	2023年 7月3日	百万円 7,553	% 100.0	—
トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	2011年 6月29日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—
フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	持株会社	1981年 7月6日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—
デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	1987年 5月27日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—
エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	1991年 3月27日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—
プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	2006年 1月5日	百万円 0	% 100.0 (100.0)	—

(次頁に続く)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド	英国・ロンドン	持株会社	1994年 7月11日	百万円 213	100.0 (100.0) %	—
トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール・シンガポール	持株会社	1992年 3月12日	百万円 190,515	100.0 (100.0) %	—
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・プライベート・リミテッド	シンガポール・シンガポール	生命保険業	1948年 5月21日	百万円 222,787	99.7 (99.7) %	—
イフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド・ニューデリー	損害保険業	2000年 9月8日	百万円 4,875	49.0 (49.0) %	—
トウキョウ・マリン・セグラドーラ・エス・エー	ブラジル・サンパウロ	損害保険業	1937年 6月23日	百万円 98,888	98.6 (98.6) %	—

- (注) 1. 本表には、子会社等のうち重要なものを記載しています。
2. 東京海上ダイレクト損害保険株式会社は、2025年10月1日付で、イーデザイン損害保険株式会社から商号を変更しています。
3. 外貨建で資本金を有する会社の資本金については、当社決算日の為替相場による円貨への換算額を記載しています。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内には、間接所有に係る議決権比率を内数で記載しています。
5. トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・プライベート・リミテッドは、2025年10月18日付で、トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・リミテッドから商号を変更しています。

(9)企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2025年10月31日	<p>当社の連結子会社であるフィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーションは、子会社を通じ、米国においてクラシックカー向けの保険代理店事業を展開するイグナイト・インシュアランスの同事業を譲り受けました。事業の取得価額は667百万米ドルです。対象事業の概要および事業の譲受けの目的は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象事業の概要 クラシックカー向け自動車保険を主に取り扱う保険代理店事業・事業の譲受けの目的 海外保険事業の収益の源泉の多様化ならびに米国におけるクラシックカー向け自動車保険の引受能力の向上および競争優位性のさらなる強化
2026年1月30日	<p>当社は、米国において農畜産物の価格変動リスクに対し保険およびソリューションをワンストップで提供するアグリヘッジ・インコーポレイテッドの全株式を、同社の既存株主から取得しました。取得価額は976百万米ドルです。対象会社の概要および株式取得の目的は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象会社の概要 社名 : アグリヘッジ・インコーポレイテッド 所在地 : 米国・イリノイ州・シカゴ 事業内容 : 農畜産物の価格変動リスクに対し保険およびソリューションをワンストップで提供・株式取得の目的 海外保険事業の収益の源泉の多様化ならびに農業保険分野のサービス力の向上および競争優位性のさらなる強化

(10)その他企業集団の現況に関する重要な事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

2. 会社役員に関する事項

(1)会社役員の状況（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小宮 暁	取締役会長	—	—
小池 昌洋	取締役社長（代表取締役） 担当：グループCEO、グループカルチャー総括、経営企画部（CEO室）	東京海上日動火災保険株式会社取締役	—
岡田 健司	取締役副社長（代表取締役） 担当：グループ資本政策総括、経営企画部（CEO室、国内事業グループ、サステナビリティ室を除く）、グローバルコミュニケーション部（IR・SRグループ）、経理部	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長	(注) 3
山本 吉一郎	取締役副社長（代表取締役） 担当：海外事業総括、Co-Head of International Business、海外事業企画部（北米（エイチシー社、デルファイ社、ピュア社）、アフリカ）	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長	—
藤田 桂子	常務取締役 担当：海外事業企画部（中国、東アジア、中東）	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	(注) 4
城田 宏明	取締役執行役員 担当：国内保険事業シナジー総括	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長	—
御立 尚資	取締役（社外取締役）	京都大学経営管理大学院客員教授 楽天グループ株式会社取締役（社外取締役） 住友商事株式会社取締役（社外取締役） DMG森精機株式会社取締役（社外取締役）	—
遠藤 信博	取締役（社外取締役）	日本電気株式会社特別顧問 株式会社日清製粉グループ本社取締役（社外取締役） キッコーマン株式会社取締役（社外取締役） 株式会社日本取引所グループ取締役（社外取締役） 一般社団法人日本経済団体連合会副会長	—
片野坂 真哉	取締役（社外取締役）	ANAホールディングス株式会社取締役会長 キリンホールディングス株式会社取締役（社外取締役）	—
大藪 恵美	取締役（社外取締役）	一橋大学大学院経営管理研究科教授	—
進藤 孝生	取締役（社外取締役）	日本製鉄株式会社相談役 日本郵政株式会社取締役（社外取締役） 株式会社日本政策投資銀行取締役（社外取締役）	—

(次頁に続く)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
ロバート・フェルドマン	取締役（社外取締役）	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社シニアアドバイザー	—
松山 遙	取締役（社外取締役）	弁護士 三菱電機株式会社取締役（社外取締役） AGC株式会社取締役（社外取締役）	—
湯浅 隆行	常勤監査役	—	(注) 5
原島 朗	常勤監査役	エクシオグループ株式会社監査役（社外監査役）	—
和仁 亮裕	監査役（社外監査役）	弁護士	(注) 6
大槻 奈那	監査役（社外監査役）	名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社シニア・フェロー 住友商事株式会社取締役（社外取締役）	(注) 7
清水 順子	監査役（社外監査役）	学習院大学経済学部教授	(注) 8

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員であることを示しています（以下、本事業報告において同様です）。
2. 御立尚資、遠藤信博、片野坂真哉、大藺恵美、進藤孝生、ロバート・フェルドマン、松山遙、和仁亮裕、大槻奈那および清水順子の各氏は、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員です。
3. 岡田健司氏は、2026年3月31日付で東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長を退任しています。
4. 藤田桂子氏は、2026年3月31日付で東京海上日動火災保険株式会社常務取締役を退任しています。
5. 湯浅隆行氏は、当社の経営企画部の担当役員等の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 和仁亮裕氏は、金融機関の企業法務に携わる弁護士としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 大槻奈那氏は、金融機関のアナリストとしての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 清水順子氏は、金融機関における実務および国際金融に関する研究等の長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2)会社役員に対する報酬等

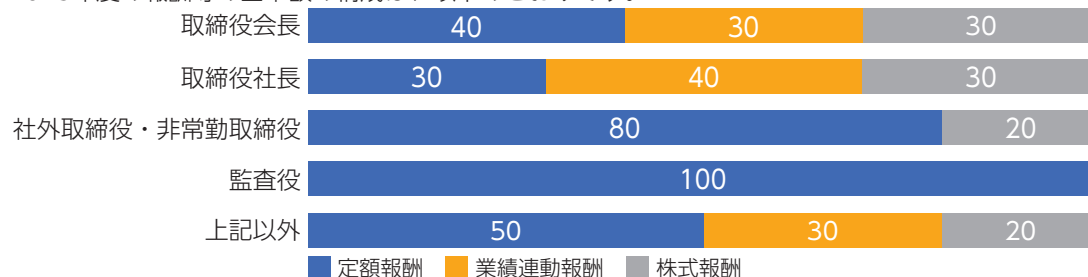
イ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人数
		定額報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役	982百万円	442百万円	263百万円	276百万円	16名
取締役（社外取締役を除く）	834百万円	328百万円	263百万円	242百万円	9名
社外取締役	148百万円	114百万円	—	33百万円	7名
監査役	138百万円	138百万円	—	—	5名
監査役（社外監査役を除く）	78百万円	78百万円	—	—	2名
社外監査役	60百万円	60百万円	—	—	3名
計	1,120百万円	581百万円	263百万円	276百万円	21名

- (注) 1. 支給人数には、2025年6月23日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した、社外取締役ではない取締役3名が含まれています。
2. 報酬等の総額および報酬等の種類別の総額には、上記1.の取締役3名に対する報酬等が含まれています。
3. 株式報酬には、報酬等として付与した株式交付信託のポイントに係る費用計上額を記載しています。

ロ 報酬等の基準額の構成

2025年度の報酬等の基準額の構成は、以下のとおりです。



ハ 業績連動報酬

企業価値向上に対するインセンティブ強化を目的として導入しています。「個人目標」および「会社目標」の前年度実績の評価について、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定し、それに基づき金銭で支給します(評価に応じて0~200%の範囲で変動します)。

- 個人目標：各取締役の担当を踏まえ期初に設定します(中長期戦略目標等を含む)。
- 会社目標：原則として、以下の業績評価指標を用いて設定します。当該指標は、当社が経営指標として重視しているものです。

評価期間	項目	構成割合	目標	実績	左記に基づく業績連動報酬の支給期間
2023年4月～ 2024年3月	修正純利益	50%	6,700億円	7,116億円	2024年7月～ 2025年6月
	修正ROE	30%	17.1%	15.5%	
	社員エンゲージメント指標	10%	—	100%	
	サステナビリティ戦略に係る指標	10%	—	100%	
2024年4月～ 2025年3月	修正純利益	50%	6,100億円	6,089億円	2025年7月～ 2026年6月
	修正ROE	30%	11.0%	11.4%	
	社員エンゲージメント指標	10%	—	100%	
	サステナビリティ戦略に係る指標	10%	—	100%	

- (注) 1. 海外事業を担当する取締役については、海外事業の実績を反映すべく業績評価指標の一部を変更しています。
2. 修正純利益および修正ROEとは、市場から見た透明性の向上等を目的として、財務会計上の指標に一定の修正を加えて算出するグループ全体の業績に係る経営指標です。
3. 社員エンゲージメント指標とは、海外を含むグループベースで実施するカルチャー&バリューサーベイのスコア変動を指標化したものです。
4. サステナビリティ戦略に係る指標とは、同戦略の主要課題として掲げる分野における取組みの総合評価を指標化したものです。

二 株式報酬

株価の変動によるリターンを株主の皆様と共有し、アカウンタビリティを果たすことを目的として株式交付信託を導入しています。主な内容は以下に記載のとおりです。

項目	内容
対象期間等	2021年7月からの3年間および当該期間の経過後に開始する3年ごとの期間を「対象期間」とし、対象期間ごとに、一定の要件を満たした取締役を受益者とする信託期間3年の信託（以下「本信託」といいます）を設定、または、本信託を継続するために信託契約の変更および追加信託を行う。
当社株式の取得方法	株式市場から取得、または当社から取得（自己株式処分）する。
当社株式等の数の算定方法	役位等に応じてあらかじめ定める（付与するポイントは、業績等によって変動しない）。
当社株式等の交付等の時期	退任後
本信託内の当社株式に関する議決権	行使しない。
本信託内の当社株式の配当金の取扱い	本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託の信託報酬等に充てる。
支給制限・返還請求	受益権確定日より前に当社の定める非違行為等（職務上または社内規程の重大な違反等）が認められた場合、当社株式の交付およびその売却代金の給付は行わない（マルス条項）。また、受益権確定日以降、非違行為等が認められた場合、交付相当額につき返還を請求することができる（クローバック条項）。
その他の内容	取締役会において定める。

ホ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

区分	報酬等の内容		決議した株主総会日	員数	
取締役	月額総額		75百万円以内 (10百万円以内)	2021年6月28日	14名 (6名)
	株式交付信託	信託に拠出する金員の上限	1,000百万円/3年 (150百万円/3年)	2024年6月24日	15名 (7名)
		総数の上限	50,000ポイント/1年 (6,500ポイント/1年)	2021年6月28日	14名 (6名)
監査役	月額総額		12百万円以内	2011年6月27日	5名

- (注) 1. 員数は、報酬等の内容について決議した当該株主総会終結時点のものです。
 2. () 内には、社外取締役に係る報酬等の内容および員数を記載しています。
 3. 株式交付信託において、1ポイント当たりの当社株式数は3株です。信託に拠出する金員の上限は、対象期間ごとに適用されます。総数の上限は、1事業年度ごとに適用されます。

へ 役員報酬の決定に関する方針

取締役および監査役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は、取締役会が、報酬委員会の答申を踏まえ、以下に記載のとおり決定しています。

役員報酬の決定に関する方針

- 1 役員報酬の決定にあたっては、「透明性」、「公正性」、「客観性」を確保します。
- 2 役員報酬体系は、以下の構成とします。

対象者	定額報酬	業績連動報酬	株式報酬
常勤取締役	○	○	○
社外取締役 非常勤取締役	○	—	○
監査役	○	—	—

※取締役の報酬の基準額における各報酬の構成については、原則として役位の高さに応じて業績連動報酬および株式報酬の割合を高めます。

- 3 各報酬導入の目的は以下のとおりとします。

報酬の種類	目的
業績連動報酬	企業価値向上に対するインセンティブを強化するため、会社目標および個人目標を設定し、その達成度に対する評価に連動した業績連動報酬を導入します。
株式報酬	株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たすため、当社株価に連動する株式報酬を導入します。

- 4 取締役の報酬の水準は、当社業績や他社水準等を勘案し、役位別に基準額を設定のうえ、職責の重さを加味し、取締役会が決定します。
- 5 取締役の報酬等のうち、定額報酬および業績連動報酬については月例で支給します。株式報酬については退任時に交付します。
- 6 取締役の個人別の報酬等の内容およびその他役員報酬に関する重要な事項は、取締役会が決定します。なお、報酬委員会諮問事項については、同委員会の答申を踏まえ、決定します。

ト 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役会は、報酬委員会の答申を踏まえ、報酬体系、報酬水準、個人業績評価（分布）および会社業績評価を決議しています。

取締役の個人別の報酬等の内容については、上記を踏まえ、取締役会決議により決定しています。

チ 取締役の個人別の報酬等の内容が役員報酬の決定に関する方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、委員長および委員の過半数を社外取締役が務める報酬委員会の答申を踏まえ、社外取締役が過半を占める取締役会が決定していることから、「透明性」、「公正性」および「客観性」の確保等を掲げる取締役の個人別の報酬等の内容が役員報酬の決定に関する方針に沿うものであると判断しています。

(3)責任限定契約・補償契約

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

(4)役員等賠償責任保険契約

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

3. 社外役員に関する事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

4. 株式に関する事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

5. 新株予約権等に関する事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

6. 会計監査人に関する事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

8. 業務の適正を確保するための体制

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

9. 特定完全子会社に関する事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

11. 会計参与に関する事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

12. その他

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

連結計算書類

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

計算書類

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

監査役会監査報告書謄本

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

ご参考情報：当社のコーポレートガバナンスの体制等

当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/ir/event/meeting.html>) 等をご確認ください。

東京海上グループ経営理念

東京海上グループは、
お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、
企業価値を永続的に高めていきます。

お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、安心と安全をひろげます。
株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を備えた事業をグローバルに展開します。
社員一人ひとりが創造性を発揮できる自由闊達な企業風土を築きます。
良き企業市民として公正な経営を貫き、広く社会の発展に貢献します。

株主総会会場 ご案内図

パレスホテル東京 2階「葵」
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
電話 03-3211-5211

交通機関のご案内

都営地下鉄

○三田線

東京メトロ

●千代田線 ●半蔵門線

●丸の内線 ●東西線

大手町駅

C13b出口行き地下通路
からパレスホテル東京
地下1階に直結

JR

東京駅

丸の内北口より 徒歩8分



(注) 会場には、本総会のための駐車場、駐輪場の用意はありませんので、公共の交通機関をご利用ください。



東京海上ホールディングス株式会社



この印刷物は環境にやさしい「ベジタブルインキ」を使用しています。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

